

総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 令和7年9月4日(木)
11時00分開会 11時15分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 川上 均、橋本晃明、山本奈央、桜井崇裕、佐藤幸一、西山輝和
議 長：山下清美(欠席)
- 4 説明員 なし
- 4 事務局 事務局長：大尾 智
- 5 議 件
 - (1) 意見案の協議について
 - ・国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
 - (2) 所管事務調査の申し出事項について
 - (3) その他
- 6 会議録 別紙のとおり

【開会 11 : 00】

(1) 意見案の協議について

- ・国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

委員長（川上 均）：只今より、総務産業常任委員会を始める。早速、議件に入るが、最初に意見案の協議についてである。「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」である。この意見書については、従来、道議長会からの提出要請があって議会として提出することとしていたが、今回、道議長会からの要請がないため、町長からの要請を受けて、8月25日の議会運営委員会において取り扱いを協議した結果、本委員会で協議することとなった。意見書を提出するのであれば、所管委員会の委員長が提出者、委員が賛成する賛成者となって、意見を提案することになりますので、よろしく審議についてお願いを申し上げます。中身については、従来から毎年、提出しているものである・国土強靱化に関する社会資本整備等に関する意見書であるので、文面は読むか。事務局から、簡単に説明をお願いします。

事務局長（大尾 智）：今、委員長からご説明があったとおり、配付している資料のほうで、町長からの依頼文書、それから、町長宛に届いた各協議会からの要請文書の写しを配付している。それと、先方から届いた文例等の1番最後のページに意見書案を作成している。それで、一緒に1枚ものでお配りしているものが参考ということで、去年の意見書である。今、読み比べていただきたいと思うが、中身的には、毎年あることであるので極端な変更はないと思うが、言い回し等、若干変更はあるかと思うので、ご協議いただいて、意見書提出について決めていただければと思う。

委員長：只今、事務局から説明を受けたが、例年どおりということであるので、若干言い回し等は変わっているかもしれないが、内容的には変わらないということであるので。もしよろしければ、皆さん、このとおり決定してよろしいか、お伺いしたいと思います。

桜井委員：今の説明でいうと、今までは、道議長会からの要請だったが、今回は、道議長会ではなくて、首長のほうのこういうことで要請ということなのだけど、なぜ、議長会が変わったのか。事務局には難しいだろうけど。

委員長：本来は、提出元が北海道道路整備促進協会や北海道治水砂防海岸事業促進同盟という部分で、道議長会に今まで要請があったのであるが、本来、やはり道議長会に要望するようなものではないだろうということ、本来やはり市町村長に要望するものではないかということ、今回、直接、道議長会に対するその要請文がなくて、直接町に対する要請文ということで、道議長会として取り扱わなくなったということが理由としているようである。補足をお願いします。

事務局長：補足をすると、実は、毎年この意見書の提出要請が道議長会からあったので、我々も、今回なかったので問い合わせをした。そうしたら、道議長会の役員会の中で、委員長から説明があったように、道議長会として取り扱う内容ではないだろうということで各町村議会へは要請しないということが役員会で決まったそうである。それで、うちの方には届かなかった。それで私のほうに担当課の建設課に話をしたら建設課のほうには今お示ししているように要請が来ていると話を聞いた。やはり、町としては、従来どおりというか、国会等に対して要請をあげてほしいという要望があるという話

であった。であれば、町長から議会のほうに意見書を出してほしいという要請をしていただかないと、こちらも取り組めないのということ、町長からの意見書をいただいて、今日、議運に諮って、総務産業で取り扱っていただくということにしたという経過である。以上である。

桜井委員：それであるならば、道議長会もしっかりとそういう説明をしないと、各町村には繋がらないと思うし、また、町長、執行側サイドも要請するのであれば、建設課なり、しかるべき報告も必要だと思うのだけど。そこは、ちょっと残念だなと思う。

事務局長：今の前段の部分については、本当に、メールで要請しないことになったという程度のもので、後段に関しては、これは事務局的に、担当課に、この委員会に出て説明してほしいという要請をすることは可能だったと思うが、私のほうで、そこまでは依頼はしてなかった。もし、今後同じようなことがあれば、担当課の説明を求める等の対応をしたいと思うが、今回についてはちょっとお願いはしていない。

委員長：内容的には新たなものではないので、そこまで求めなくても、従来どおり、ただ要請元が変わったということだけであって、そういう部分では変わりはないから、そこまで説明はいらぬのかなと私は思っていたのだが、そのような形で進めてよろしいか。皆さんのご意見がもしあったら、お聞きしたいと思う。よろしければ、この提出案に沿って取り進めてよろしいか伺う。よろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：はい。

山本委員：頭の整理ができていないので確認したいが、このもらった資料が道議長会から意見書を出さなくなったので、建設課に来ている促進協会とか促進同盟から、会員市町村各位にこの文章は来ていて、清水町でも必要なもので、町長から出すということだと思うが。このいただいた資料は、町長から山下議長に文章が来て、そのあとの添付文書①②③は促進協会から来ている写しと、それを参考にして最後のページの国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書というのは、これも促進協会からついてきた文書ということになるのかどうか、願います。

事務局長：先ほど、若干ご説明したとおり、最後のついているものの意見案は、事務局で作ったもの。2枚目の後ろのページについているのは向こうで作ってきたものなのだが、その後、意見書（案・例文）というところを網羅すると、ちょっと若干違う部分があったので、事務局のほうで作り直して最終のやつを添付した。なので、議会として出す意見案は最終ページのものになる。それから、前段のほうでお話のあった、議長会から要請しない代わりに市町村長に要請したということではなくて、町村長にも毎年こういう要請は届いているはずである。

桜井委員：これは議長から説明してもらったほうが、わかりやすい。

事務局長：今回、町村議会に、道議長会から届かなかったということである。

山本委員：この1枚もののやつは、令和6年度の意見書を参考にして案を作ったということか。

委員長：これはそのまま、令和6年度とは若干変わっているということ。

事務局長：そう。令和6年度とは表現が違う部分がある。

山本委員：これを今読む時間をもらってもいいということか。

委員長：それはもう決定させてもらったので。先ほど決定したので。今読むということにはならないと思うので、ご了解ください。よろしいか。皆さんそういうことで。

（「はい」との声あり）

（2）所管事務調査の申し出事項について

委員長：続いて、2番目、所管事務調査の申し出についてである。次回の所管事務調査については、11日までに決定をして進めるということであるが、何分、今ちょっと準備等が整わない部分もあるので、もし皆さんのほうから今、取り上げてみたいという事案があれば今出していただいて、そうでなければ、次回までにちょっと検討していただいて、次回決定をしていきたいと思うが、いかがか。今、特に何か事案がある方は出していただいても結構であるが。そのような形で、次回ということで、それまでに検討していただくような形でよろしいか。

（「はい」との声あり）

（3）その他

委員長：続いて、3番目その他として、何か皆さんのほうからございましたら、出していただきたいと思う。特にございませんか。

（「なし」との声あり）

委員長：次回については、日程がちょっと厳しいのは確かなのだが。事務局の方から。

事務局長：一般質問が10日と11日にある。ただ、11日は本会議終了後に全員協議があるので、それが終わってからになる。

委員長：できれば10日がいいと思うが、10日でよろしいですか。

（「はい」との声あり）

委員長：次回は、9月10日、一般質問が終わった後に開催するというので、それまでに、今回のテーマについて皆さんのほうから検討いただいて出していただくような形でお願いしたいと思う。以上でよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：では、これをもって、総務産業常任委員会を閉じる。本日は、どうもお疲れ様でした。

【閉会 11：15】